

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第15号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第13条第1項に規定する法に基づく申請等のうち市長が告示で定めるものは、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。同条第2項に規定する条例等に基づく申請等(以下「条例等に基づく申請等」という。)のうち市長が告示で定めるものも、同様とする。

2 条例第13条第5項に規定する市長が定める措置は、電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)から入力する条例等に基づく申請等に関する情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名に係る次の各号のいずれかに該当する電子証明書(市長の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。)と併せて当該情報を送信することとする。

- (1) 商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)のうち、市長が認めるもの
- (3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する

電子証明書

- 3 前項の規定にかかわらず、税理士法の規定に基づき他人の依頼を受けた者が当該他人に代わって条例等に基づく申請等を行うときは、当該他人による電子署名を行わずに当該他人の氏名若しくは名称を明らかにする措置として市長が認めるものをもって同項の措置に代えることができる。

第4条の8第1項第8号中「商工組合中央金庫又は」を削り、同項第9号中「これに」を「これらに」に改める。

附則第12項各号列記以外の部分中「附則第35条の3第13項又は第16項」を「附則第35条の3第11項又は第14項」に改め、同項各号中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の8の改正規定及び次項の規定は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 株式会社商工組合中央金庫法附則第35条第1項の規定により平成20年9月30日に終了したものとみなされる事業年度分の事業所税の減免については、なお従前の例による。

(理財局税務部主税課)